

令和5年1月16日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社田淵建築設計事務所

期間: 令和5年1月16日から令和5年4月15日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社田淵建築設計事務所の元代表取締役が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 やまこし山腰 ゆうじ祐司 (内線 2511)

建設専門官 はまぐち濱口 さとし哲至 (内線 2512)

令和5年1月16日
近畿地方整備局

株式会社田淵建築設計事務所に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

令和4年2月3日、株式会社田淵建築設計事務所の元代表取締役は、和歌山県海南市発注の市有建物の設計を巡り、贈賄の容疑で和歌山県警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社田淵建築設計事務所の元代表取締役が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社田淵建築設計事務所
和歌山県和歌山市築港4-2-1
代表取締役 木田 耕藏

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年1月16日から令和5年4月15日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等
ロ 一般役員等
ハ 使用人